

平成29年度事業計画

I 基本方針

我が国においては、デフレから脱却するためにさまざまな施策が打ち出されているところであり、その影響もあって景気は緩やかながら回復基調となり雇用・所得環境も改善傾向に向かっています。

しかしながら、海外諸国の難民問題や今後の世界情勢は予断を許さない状況であり、グローバル化によって、その影響は海外経済や金融資本市場の不確実性を生み、常に我が国の経済情勢に与えるリスクとして懸念されています。

一方、我が国の高齢化はますます進展しており、昨年9月の人口推計では65歳以上人口の総人口に対する割合は27.3%と過去最高となるとともに主要国でも最高となっています。

また、高齢者の就業者数は12年連続で増加して730万人と過去最多となり、就業者総数に占める高齢者の割合は11.4%で過去最高となっています。

現在、国においては「一億総活躍社会の実現」を掲げていますが、我が国の進展する超高齢社会を支えていくためには、社会のさまざまな分野で活躍してきた高齢者が自らの経験や知識を活かし、就業を通じて社会に貢献していくことが何より重要となっており「自主・自立」「共働・共助」の理念のもと「福祉の受け手」から「福祉の担い手」となって、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的としたシルバー人材センター事業の果たす役割と期待はますます大きくなっています。

このような状況のもと、当センターにおいては、平成27年度から実施している「高齢者活用・現役世代雇用サポート事業」をさらに推進し、企業の手手が不足している就業分野や介護・子育て・サービス業分野などを対象に、一人でも多くの会員が就業機会を得られるよう更なる就業開拓に努め、出張入会説明会の開催回数を増やすなど会員加入の促進を図ります。

また、「高齢者運転講習・車両取扱い講習」「子育て支援講座」や平成29年4月から実施された「大阪市介護予防・日常生活支援総合事業」に対応できるよう「生活援助サービス従事者研修」を開催し、あらゆる分野の人材養成に努めます。

さらに、会員の就業における最優先課題の「安全就業」の実現のために、安全研修会の開催や安全パトロールの実施を通じて事故防止の啓発に努め「安全就業」の徹底を図り、

「就業会員研修」の受講勧奨により会員の資質の向上に取り組むとともに、センターの財政基盤の充実や効率的な事業運営を目指して会員・役員相互の連携を深めて円滑な事業推進に努めます。

Ⅱ シルバー人材センター事業（公益目的事業）

1. 就業開拓提供事業

高齢者が自らの能力や希望に応じ、一人でも多くの会員の就業機会の確保ができるよう、企業・家庭・地方公共団体からの就業ニーズの的確な把握に努め、就業開拓や適切な就業提供を通じて就業機会の拡大を図る。

- (1) 各事務所に配置している「高齢者活用・現役世代雇用サポート事業」専任の就業開拓コーディネーターの強化を図り、さらなる人手不足分野・現役世代分野を支える分野の就業開拓に努める。
- (2) 就業機会の拡大を図るため、新たな発注者の開拓はもとより、既存の発注先にも再度、就業開拓を行う。
- (3) より多くの会員の就業機会の拡大を図るため、ローテーション就業を推進し、ワークシェアリングの拡大に努める。
- (4) 事務局は「植木剪定班」「毛筆筆耕班」「除草グループ」の職群班が自主的に就業開拓を行えるよう、サポートの充実を図る。
- (5) 公共施設などの指定管理者として、受託できるよう努める。

2. 普及啓発事業

シルバー人材センター事業の充実・発展を目指し、市内全域で効率的かつ効果的な普及啓発活動を推進するため、公共機関窓口や各種のイベントなどを活用して普及啓発活動や新たな会員の入会促進や就業開拓を推進する。

- (1) ハローワーク、区役所・保健福祉センター・図書館などの公共機関窓口等にパンフレットやチラシの常置を依頼する。
- (2) 各区の広報誌にセンターPR記事の掲載を行う。
- (3) 公共施設などにおいて事業説明会を実施する。
- (4) 区民まつり等の各区単位のイベントに参加し、事業説明会を実施する。
- (5) 10月の第三土曜日の「シルバーの日」において清掃ボランティア活動を実施する。

- (6) 大阪市立中央図書館において事業紹介展を開催して普及啓発に努める。
- (7) ホームページにセンター事業の紹介動画を新たに組み込み配信する。
- (8) 会員による啓発パンフレットの配布を行い、入会促進及び就業開拓に努める。
- (9) 全シ協、大シ協、他都市シルバー人材センターと緊密に情報交換を行い連携した普及啓発に努める。
- (10) センター機関誌「シルバーみおつくし」を会員に配布するとともに公共施設等に常置する。
- (11) 会員数や発注が少ない区域などに、新聞折り込み広告等を利用して普及啓発を図る。

3. 研修・講習会事業

会員の就業機会の拡大を図るためには会員一人ひとりの技能の向上・習得や資質の向上を図ることが不可欠であるため、請負、派遣、職業紹介のすべての業務に対応できるよう人材を養成するための講習会・研修会を実施する。

- (1) センター会員の資質の向上と良質なサービスの提供を図るため、「個人情報の保護」「人権擁護」「接遇」を包括した「就業会員研修会」の充実を図る。
- (2) 「植木剪定班」「毛筆筆耕班」「除草グループ」による職群班員の技術向上を図るための講習会や勉強会を開催する。
- (3) 「大阪市介護予防・日常生活支援総合事業」に対応するための「生活援助サービス従事者研修」や「子育て支援講座」、「パソコン講習会」など、より市民生活に密接したさまざまなサービスに携わる会員の養成に向けた講習会を開催する。

4. 相談事業

センター事業のより一層の進展を図るためにあらゆる相談に応じ、働く意欲と豊富な知識や技能を持った会員の確保に努めるとともに、市民にセンター事業に対する正しい知識や理解を深めてもらえるよう努める。

- (1) 市民にセンター事業のしくみや事業内容を正しく理解してもらうために、各事務所窓口において相談業務を行う。
- (2) 入会説明会と同時に相談業務を行い就業機会の拡充に努める。
- (3) 未就業相談会を各事務所において実施し、一人でも多くの会員が就業機会を得られるよう努める。

(4) 各種イベントを利用して相談業務を実施する。

5. 安全・適正就業推進事業

会員の就業中や就業途上における事故防止を図るため安全委員会活動の充実に努め、会員の安全意識や適正就業に対する啓発を通じて安全・適正就業の推進に努める。

- (1) 安全委員会が策定した安全就業推進実施計画に基づき、会員の就業先への安全パトロールの実施などにより安全意識の向上に努める。
- (2) 安全就業意識の向上を図るため「反射会員証ケース」、「安全就業啓発ワッペン」、「センター反射腕章」の就業時の装着を勧奨する。
- (3) 警察及び関係団体等の協力を得て「交通安全研修会」や「生活安全研修会」を開催する。
- (4) 保健福祉センターなどの協力を得て「健康管理研修会」を開催する。
- (5) 「高齢者用の自転車ヘルメット」着用の奨励に努め、重篤事故の防止に努める。
- (6) 自転車事故の賠償事故に対応する保険への加入を勧奨する。
- (7) 入会説明会や就業提供時等に「会員のてびき」「安全就業チラシ」などを配布し、安全就業の意識啓発に努める。
- (8) 事故発生事例や健康管理に関する情報をセンター機関誌に掲載するとともに、各種講習会や事務所受付において情報提供を行う。
- (9) センターの安全就業の標語「元気に出かけて 笑顔で帰ろう いつも心に安全意識」をあらゆる機会を通じて安全就業の意識啓発に努める。
- (10) 契約時及び契約更新時に就業内容について、安全・適正就業の点検を行う。

6. 訪問介護事業

従前から指定訪問介護を実施しているところであるが、本年4月から実施された「大阪市介護予防・日常生活支援総合事業」にも参画し、市民生活サービスの向上のために、指定訪問介護・指定介護予防型訪問サービス・指定生活援助型訪問サービス事業（以下「事業」）の拡充に努め、会員の就業機会の拡大を図る。

- (1) 地域包括支援センターや居宅サービス事業者などの保健医療・福祉サービス提供者と一層の連携強化に努め、利用者の確保に努める。
- (2) 本年4月から実施された、「大阪市介護予防・日常生活支援総合事業」の訪問型サービスの要望に対応できるよう人材の養成を図る。

- (3) 訪問介護員、生活援助型訪問サービス従事者に対し研修の充実を図り、さらなるサービスの質の向上を目指す。
- (4) 事業をより多くの市民に周知するため啓発パンフレットの配布などを通じて普及啓発に努める。

7. 独自事業

独自事業である阿波座センタービル地下駐車場の管理運営について、より一層の収支改善に努める。

8. 職業紹介事業

雇用による就業を希望する高齢者に対して有料による職業紹介事業を実施する。

9. 労働者派遣事業

労働者派遣事業による就業を確保し、派遣事業の拡大と適正就業の推進を図る。

Ⅲ 管理部門

1. 会員拡大

急速に高齢化が進展しているものの、定年延長や継続雇用の拡大など労働者の雇用環境の変化に伴って会員数が全国的に伸び悩み傾向にあるが、入会説明会及び入会希望者等の利便を図る出張入会説明会の開催回数を増やし、会員拡大に努める。

平成29年度目標会員数 11,000人

2. 組織体制の充実強化

- (1) 個人情報などを適正かつ厳格な管理を行うために、安全管理体制の充実・強化に取り組む。
- (2) 業務システムの整備・拡充を図り、就業提供の迅速化や的確な情報管理に努める。

3. 財政基盤の拡充

- (1) センター事業の安定した運営体制の確立には財政基盤の充実が必要であるため、事務の効率化を図るとともに財政規律の遵守に努め、財政基盤の安定化を図る。

- (2) 契約件数の拡大に努めるとともに、本年度からゆうちょ銀行口座への契約金の振込を可能とするなど、債権回収の迅速化と未収金の防止に努める。
- (3) 業務用コンピューターシステムの改良により、事務の効率化と財政基盤の充実強化に努める。
- (4) センター事業の理解を広く求め、賛助会員の拡大に努める。